July 2015 @ J-LIS

番号制度と社会サービスの刷新 データインテンシブ・イノベーション

須藤 修(東京大学大学院情報学環) Osamu Sudoh (The Univ. of Tokyo)

IT総合戦略本部 地方創生IT利活用推進会議 ~ 地方創生IT利活用促進プラン(案)

- 全国各地でのIT利活用に係る挑戦的な取組と全国への横展開を推進し、我が国の経済再生に貢献。
- 変革意欲のある地域で、産業活性化、生活の質の向上を図り、2020年までに「実感できる地方創生」を実現。

位置付け・目的

- 1. ITは地方が抱える課題解決 に 有効な手段
 - ✓ ITは世代、地域を超えて、 経済再生に寄与
 - ✓ 地方公共団体、企業等への ITの導入促進
 - ✓ まち・ひと・しごとの「地方版 総合戦略」の策定・実行に 寄与
- 2. 地方創生に向けた「まち・ひ と・しごと」の好循環の確立 ✓ 【ひと・しごとをつくる】【まちを つくる】

地域産業 の 活性 住みやすさ の向上

相互補完

地方公共団体業務 の効率化

【まち・ひと・しごとを支える】

- 3. 実感できる地方創生を実現
- ✓ 変革意欲を有する地域で、産 業活性化、生活の質を向上
- ✓ 2020年までに「実感できる地 方創生」を達成

基本的考え方 <3+3方針>

✓ 地方独自戦略の挑戦的な 取組だけでなく、連携・ 横展開の重要性

地方公共団体等におけ る3つの基本方針

- ① 戦略性(地元の魅力、 コンセプトづくり)
- ② 郷土性(地元の遊休 資源の有効活用)
- ③ 連携性(地域を超えた 連携)

【国の支援方針】

- 変革意欲のある地方 公共団体への支援
- ② 持続可能な取組への 支援
- ③ 挑戦的な取組と横展 開への支援

国の重点的な取組

<地方創生IT利活用に向けた3本の矢> (別紙参照)

<情報共有基盤、ガイドライン等の整備>

- 地方間・国地方間の情報共有の場の創設と横展開の推進
- 取組事例、ガイドライン等の整備(導入の手引き)
- ・国・地方のIT利活用による行政サービスの質の向上(マイナンバー制度を含む)
- ・国・地方のオープンデータとその活用の推進
- ・分野別の取組事例の提示と支援施策(農業6次産業化、観光業促進等)他

<人材・産業活性化支援>

- ①地方公共団体への人材支援
 - ▶ 地方公共団体へのアドバイス、人材 派 遣等
- ② <u>ベンチャー・中小企業等への支援</u>
 - 地域ITスタートアップファンドの創設
 - ▶ 小規模事業者へのクラウド化支援等
- ③ワークライフバランス推進・コミュ
 - ニ ティ支援
 - ▶ 女性や高齢者等の活躍、働き方改革
 - ▶ 見守りによる地域コミュニティ活性化

<利活用障壁の解消>

- ①IT利活用加速化に向けた 制度見直しの推進
 - ▶ IT利活用社会の推進に 向け、新たな法律の制定 も視 野に検討

②地方創生特区のフル活用

- ▶ ITを利活用した新たなビジ ネスモデルへの対応(近未 来技術特区の拡充等)
- ※交通、観光、農業分野等

推進体制

- 各施策に係る工程表の作成
- 優先順位の明確化
- 本プランの地方への周知、普及徹底
- IT総合戦略本部でのPDCAサイクル

ICTイノベーションとパラダイム転換(須藤が関係しているもの)

多言語音声翻訳の社会的拡充

4K·8Kの一層の展開

マイナンバー制度とイノベーション

予防医療の研究 医療・介護データ連携等の研究

ビッグデータ分析と予測

サイバーセキュリティ

- 多言語音声翻訳アプリの実サービス化
- 医療分野、交通分野、全国の観光地、地域活性 化のための多言語音声翻訳の機能高度化
- 4KTV、8KTV、スマートTVの実験と社会展開
- 4KTV、8KTV、スマートTVの新たな活用の検討

■ クラウドと新たな社会システムの創造

- 地域医療・介護情報連携システムの実証研究
- 医療・介護情報連携システムの全国展開
- マシンラーニングを用いたデータ分析と近未来予測
- 高度セキュリティの研究と人材育成



- > 技術面の課題の検討
- ▶ ルール面の課題の検討

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

内閣官房 社会保障改革担当室 内閣府 大臣官房 番号制度担当室

社会保障税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるというとの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- > より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- ▶ 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- ▶ 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- > 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ▶ ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- ▶ 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- > より公平・公正な社会
- ➤ 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- > 行政に過誤や無駄のない社会
- ▶ 国民にとって利便性の高い社会
- ▶ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



番号制度導入

行政機関、地方公共団体その他の行政 事務を処理する者が保有する個人の情報 が、同一人の情報であるということの確認を 行うことができ、行政機関、地方公 共団体等 の間において当該個人情報の照会・提供を 行うことが可能となる。

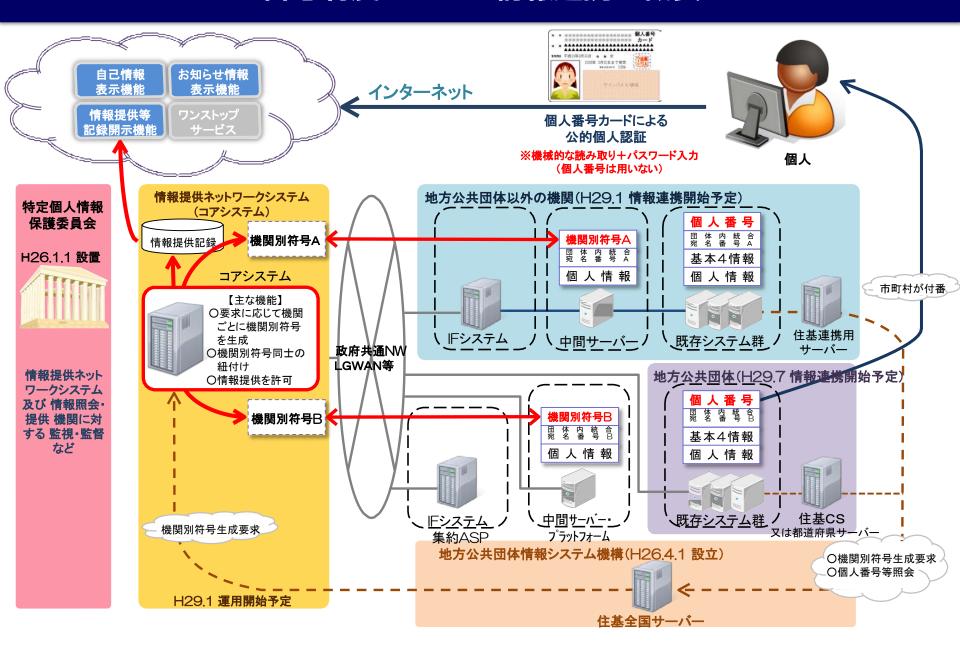
行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、お近確な情報を得ることが可能となり真に手を差し伸べるべき者に対しての、 おきめ細やかな支援が期待される。

番号で、こう変わる 市町村 市町村 サーバー 世帯情報 地方税関係情報 都道府県 サーバー 障害者関係情報 照会 医療保険 給付関係情報 医療保険者 行政機関等の , 年金給付関係情報 年金支給者 受付窓口 サーバー

諸手当申請書

社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、申請者が窓口で提出する書類が簡素化されることとなる。

番号制度における情報連携の概要



個人番号カードの3つの利用箇所について

住所変更などが

あった場合に利用。

ORコードで、個人番

号12桁を記録する。

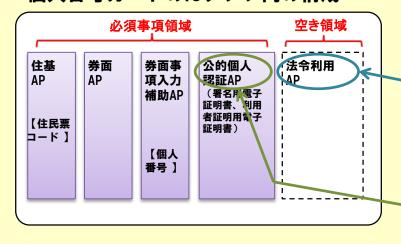
個人番号カードの表面(案)



個人番号カードの裏面(案)



個人番号カードのICチップ内の構成



(1)個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。

また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2)ICチップの空き領域

国の行政機関、地方公共団体の機関等が法令で定めることに より利用可能。

- •印鑑登録証
- ・コンビニ交付
- •証明書自動交付機
- •図書館利用
- -公共施設予約
- ・地域の買い物ポイント 等

(3)電子証明書

行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。

イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、 インターネットショッピング等

番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

■ 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバー については、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

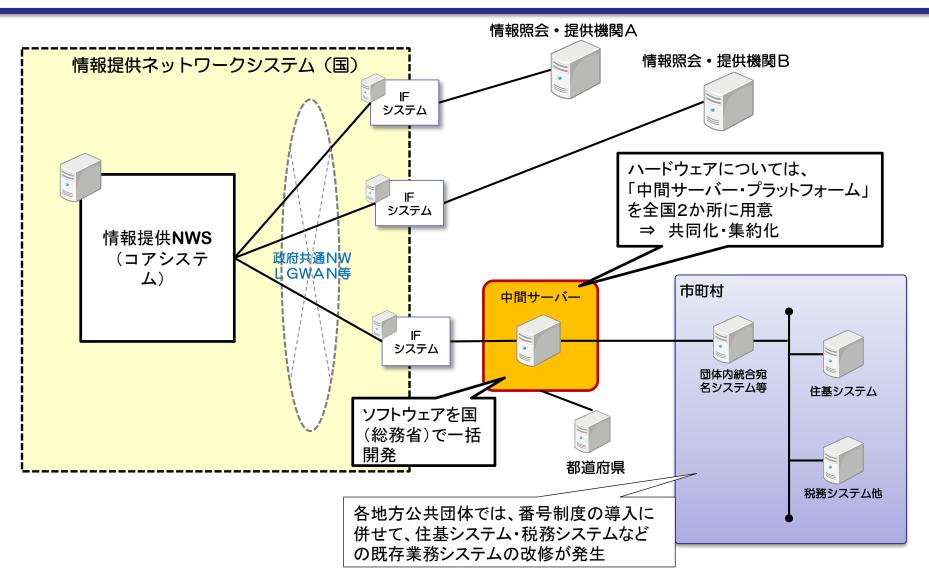
①ソフトウェア:国による一括開発

◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国(総務省)において一括開発(平成25年度~)し、地方公共団体に配布 (当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施)

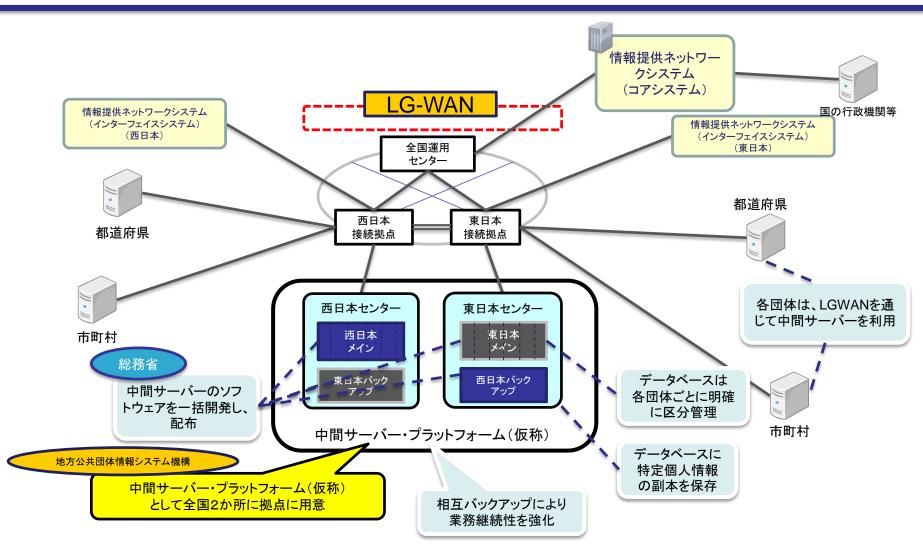
②ハードウェア:クラウドによる共同化・集約化

- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点(「中間サーバー・プラットフォーム」)を、機構が全国2か所に用意(平成26年度後半~27年度で整備)
- ⇒ LGWAN-ASPの活用
- ⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
 - → (a)イニシャルコスト・ランニングコストの節減、(b)セキュリティ、運用の安定性の確保 につながるもの
- ※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし(機構への負担金)、当該負担金に 応じて各団体に対して国庫補助金を交付(補助率10/10)

個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備



地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第3章】

第3章 番号制度に対応した個人情報保護対策

番号法の概要 (第1節)

(ポイント)

①定義

②地方公共団体の責務

③個人番号の付番

4利用範囲

番号法第9条に規定される利用範囲 存

⑤委託

再委託に関し当初の委託元の許諾

⑥安全管理

⑦情報の共有・活用

⑧本人確認

⑨個人番号カード

⑩特定個人情報の提供、収集、保管の制限

番号法第19条の規定に基づく特定個人情報の提供ができる場合の限定列挙

①情報提供ネットワークシステムの利用に関する事項 情報提供の求め又は情報提供があった際の記録の保存

⑫特定個人情報保護評価

特定個人情報ファイルを保有するに先立ち、特定個人情報保護評価を行う

⑩行政機関個人情報保護法等における特例

適用除外及び読替規定の趣旨を踏まえ必要な措置

番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方 (第2節)

(ポイント)

1 番号制度に係る個人情報保護の基本的な考え方

① 特定個人情報

個人番号と紐付かない個人情報は、現行の個人情報保護条例の対象である「個人情報」。 個人番号と紐付く個人情報は、番号法の対象である「特定個人情報」

② 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルが「特定個人情報ファイル」

③ 利用範囲

- 個人番号利用事務は番号法第9条第1項及び別表第一に規定
- 番号法別表第一に規定されていない事務であっても、社会保障・税・災害対策分野及びこれらに類する分野の事務であれば、条例で定めることで個人番号の利用が可能

(4) 情報提供の制限

番号法第19条により特定個人情報の提供を行うことができる場合を限定列挙し、かかる場合以外の特定個人情報の提供を禁じている

⑤ 目的外利用

・ 目的外利用が許容される例外事由を限定

⑥_特定個人情報保護委員会による監視、監督

特定個人情報を取り扱う者に対する勧告・命令・立入検査等による、特定個人情報の 適正な取扱いを担保

2 個人情報保護法制との関係

現行の個人情報保護法制の各種保護措置よりも手厚い保護措置を講じるために、番号法では現行個人情報保護法制の特別法として、各種保護措置を講じる

地方公共団体に求められる取組(第3節)

(ポイント)

① 制度的措置

- · 番号法第31条に基づく条例の見直しを検討する必要がある (目的外利用、提供、開示・訂正・利用停止、利用停止)
- 一部地域の独自性に基づく条例の規定が定められており、番号法の規定と整合性が取れない場合は条例の見直しを検討する必要がある
- 個人番号の利活用のために条例の見直しを検討することが考えられる(庁内における特定個人情報の利用、同一地方公共 団体の他機関への特定個人情報の提供、個人番号カードの独 自利用)

② 技術的措置

- システム上での個人情報と特定個人情報の区分を行うために、 個人番号利用事務実施者でない者が個人番号を参照できない ようにアクセス制御を行う必要がある
- 中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う際に、「既存業務システムを経由する場合」「中間サーバーを直接操作する場合」において端末や職員、既存業務システムの特定のための認証とアクセス制御を行う必要がある

③ 体制整備

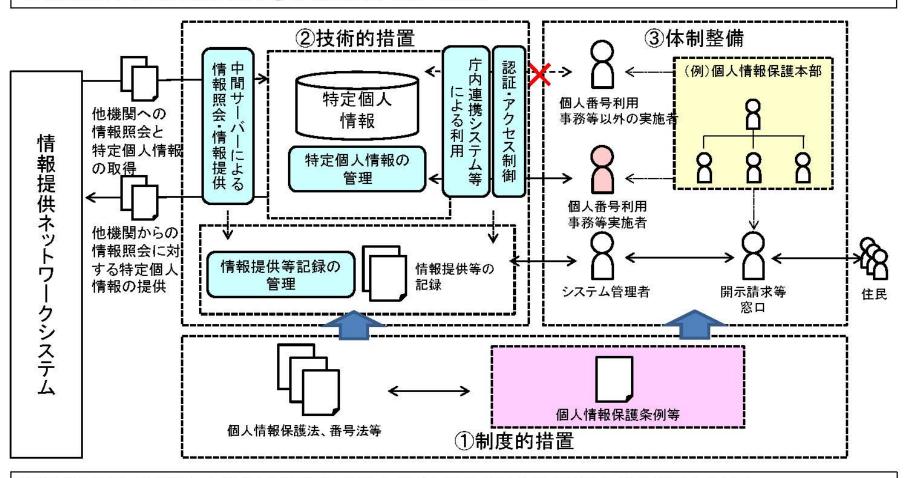
- 特定個人情報ファイルを保有しようとするとき及び当該ファイルに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施する必要がある
- ・ 番号制度に対応するための実施体制を確保する必要がある
- ・ その他緊急時対応や職員研修、セキュリティ監査の対応の検討が必要となる

13

出所:総務省自治行政局住民制度課資料

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組)のポイント<第3章第3節①>

地方公共団体に求められる取組として、①制度的措置(条例改正等)、②技術的措置(特定個人情報の管理方法、アクセス制御等)、③体制整備が考えられる。

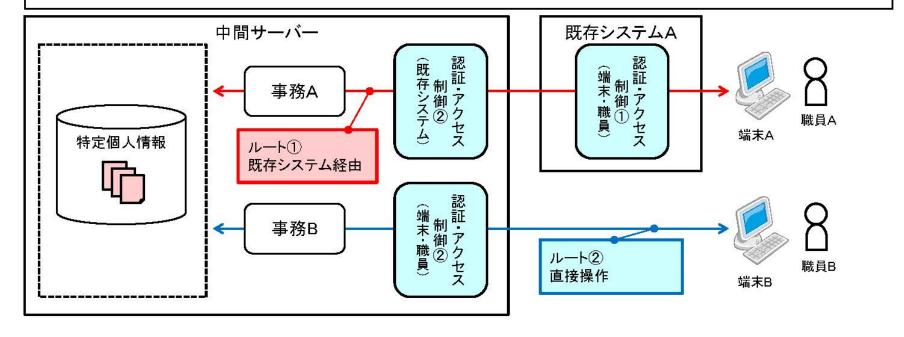


- ①制度的措置:条例改正に係る対応項目及び地方公共団体における独自規定に係る留意点を示す。
- ②技術的措置:システム上で推奨されるデータ保持方法並びにアクセス制御等の措置について示す。
- ③体制整備:特定個人情報保護評価への実施手順や留意点等や職員への研修、監査、実施体制、セキュリティインシデント発生時の対応等における考え方を示す。

出所:総務省自治行政局住民制度課資料

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(地方公共団体に求められる取組(技術的措置))のポイント <第3章第3節④>

- 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携に当たり、プレフィックス情報(※)に定義される 事務単位に適切な権限を持つ職員のみが情報提供の求めを行うことができるよう、アクセス制御や権限設定を 行う必要がある。
- 上記に当たり、中間サーバー等による情報照会や情報提供を行う方法として、既存システムを経由する方法と、 中間サーバを直接操作する方法の2つがあるため、それぞれの認証及びアクセス制御に係る考え方を整理する。



認証・アクセス制御	ルート①(既存システム経由)	ルート②(直接操作)
認証・アクセス制御①	既存システムが接続可能な端末、操作権限を持 つ職員を認証、アクセスを許可する。	<u></u>
認証・アクセス制御②	中間サーバーが操作権限を持つ既存システムを 認証、アクセスを許可する。	中間サーバーが接続可能な端末、操作権限を持つ職員を認証、アクセスを許可する。

※番号法別表第2に規定される情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組合せを定義した情報

出所:総務省自治行政局住民制度課資料

マイナンバー等分科会中間とりまとめの概要(2014年5月20日)

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項

【目指すべき社会】

□ 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会□ 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会□ 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード

誰もが取得できる実 社会・オンラインの本 人確認手段

- 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、 広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身 分 証明書等)等の、個人番号カードへの一元化/一体化
- コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大
- 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知
- オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大
- 取得に係る本人負担の軽減等

マイポータル/マイガバメント

暮らしに係る利便性の高い 官民 オンラインサービスの提供

- 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧
- 利用者の利益になる情報を提供するプッシュ型サービス
- 引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス
- サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み
- シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る**官民連携基盤**
- スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大
- 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備

個人番号/法人番号

名寄せ・突合による情報の 正確で迅速な確認

- 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し
- 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底
- 法人番号を利用した法人ポータルの構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討 ①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

1 個人番号カード(平成28年1月交付開始)

表面(案)



裏面(案)



◆ 交付手数料は無料。

◆ 数多くのメリット。

- ① 個人番号の証明書
- ② 本人確認の証明書
- ❸ 市町村や国などの 各種サービスのカード
- ④ 行政手続のオンライン申請
- ⑤ 民間のオンライン取引・□座開設
- 6 コンビニ等で各種証明書を取得

\Rightarrow

相当数の住民が取得するものと見込まれる。

2 コンビニ交付サービスのイメージ



● 取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 住民票記載事項証明書※
- 各種稅証明書※
- 戸籍証明書※
- ・戸籍の附票の写し※

※対応しない市町村もあり。







- 導入のメリット

ラン 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応。**

※12/29~1/3を除く。

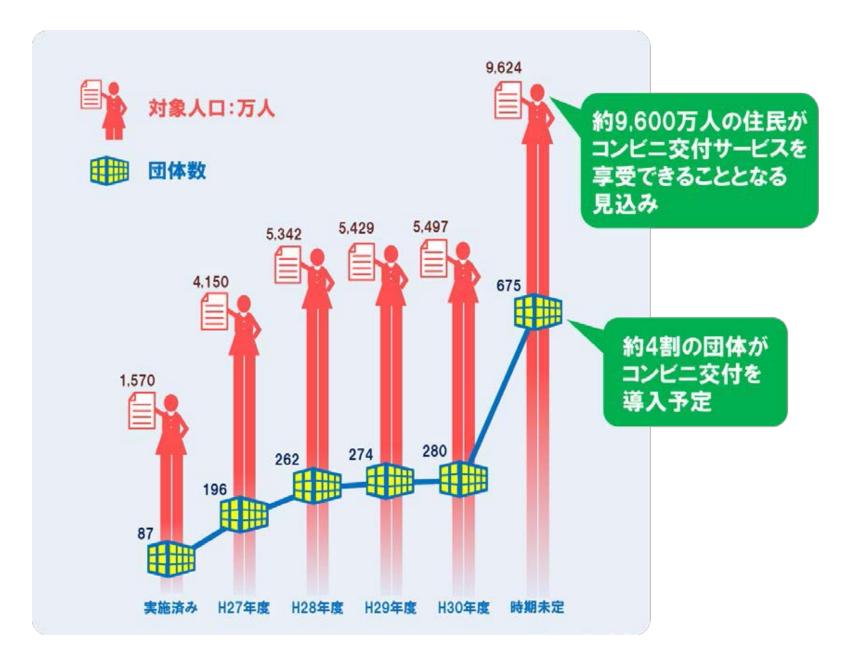
•住民の利便性向上

窓口業務の負担軽減

・証明書交付事務コストの低減

どこでも 全国の約45,000店舗で交付を受けられる。

出所:総務省資料2015年



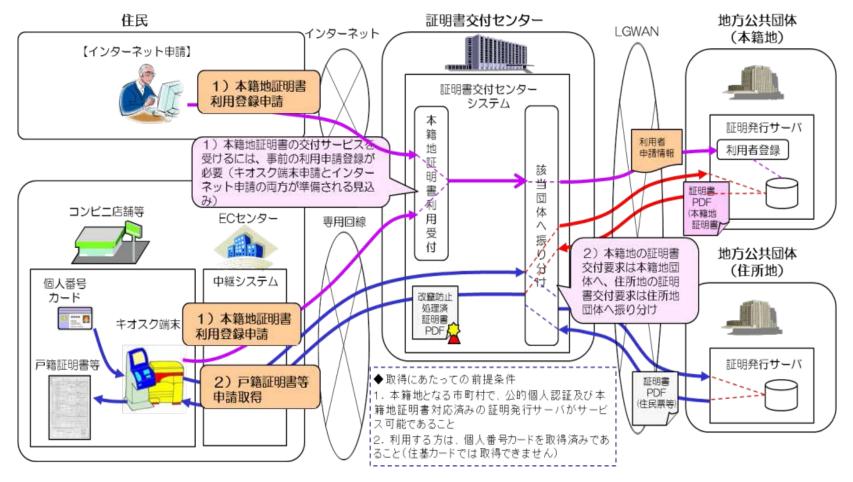
出所:総務省資料2015年

住所地と本籍地が異なる場合の戸籍証明書等のコンビニ交付

住所地と本籍地が異なる住民に対して、コンビニ交付で戸籍証明書及び戸籍の附票の写し(以下「本籍地証明書」という。)を取 得できる機能を加えるための検討を行っています。

本籍地証明書を取得するための手順は、次のとおりとなります。

- 1) 事前に、本籍地の証明発行サーバに本籍地証明書利用登録申請を行う(インターネットまたはキオスク端末による申請)。 →本籍地の戸籍担当者は申請情報に基づき、利用者登録(戸籍証明書と利用者の紐付け)を行う。 2) 数日後(利用者登録完了後)、キオスク端末より本籍地の戸籍証明書を取得する。



出所:総務省資料2015年

マイナポータルのサービスおよびシステムのイメージ

出所:2015年2月

内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室

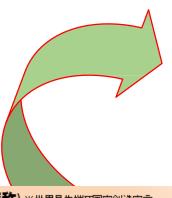
内閣官房 社会保障改革担当室

* 須藤は、総務省マイナンバー検討の座長、内閣官房マイナンバー検討の構成員

マイナポータルについて

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんに ちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供するとしていた官民横断的なワン ストップサービスなどを一体的に提供する個 人ごとのポータルサイトとして、より親しみ を感じられるよう「マイナちゃん」の名前に ちなみ「マイナポータル」としました。



マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言 マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや 携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

①自己情報表示

行政機関などが持っている自分の特 定個人情報こついて確認する機能

③ブッシュ型サービス

一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

②情報提供等記録表示

自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ 情報提供したのかを確認する機能

④ワンストップサービス

行政機関などへの手続を一度で済ま せる機能



マイナポータル

平成29年1月以降 順次サービス開始予定

①自己情報表示: 自治体などが保有する自らの特 定個人情報の閲覧 ②情報提供等記録表示: 国や自治体などの間の特定個人 情報のやり取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示: 自治体などからの予防接種や年 金、介護などの各種のお知らせ の受け取り ④ワンストップサービス: 引っ越しなどライフイベントに 関する手続きの官民横断的なワ ンストップ化

⑤電子私書箱:

<mark>行政機関や民間事業者などから</mark> 支払証明書などの各種電子デー タを受領し活用する仕組み ⑥電子決済サービス: 納税や社会保障などの決済を キャッシュレスで電子的に行う サービス

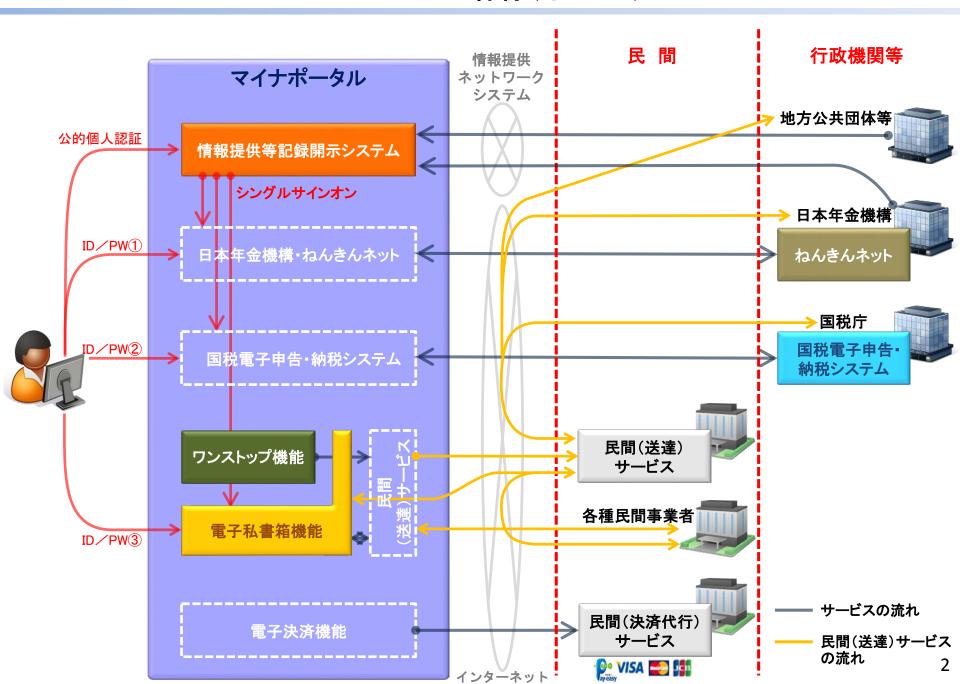
ねんきんネット

e—Tax

連携先は今後eLTAX等 に順次拡大する予定

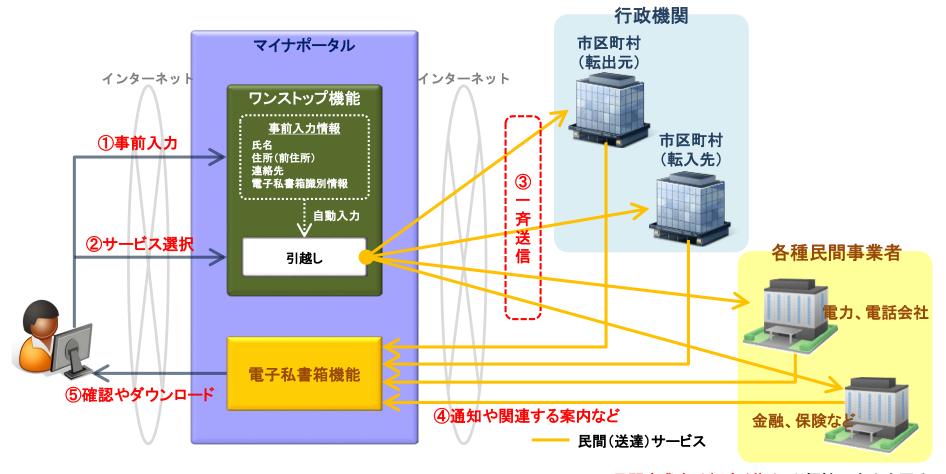
他のサイトとのID連携、データ連携

サービス全体像(イメージ)



電子私書箱機能及びワンストップ機能(引越し)のイメージ

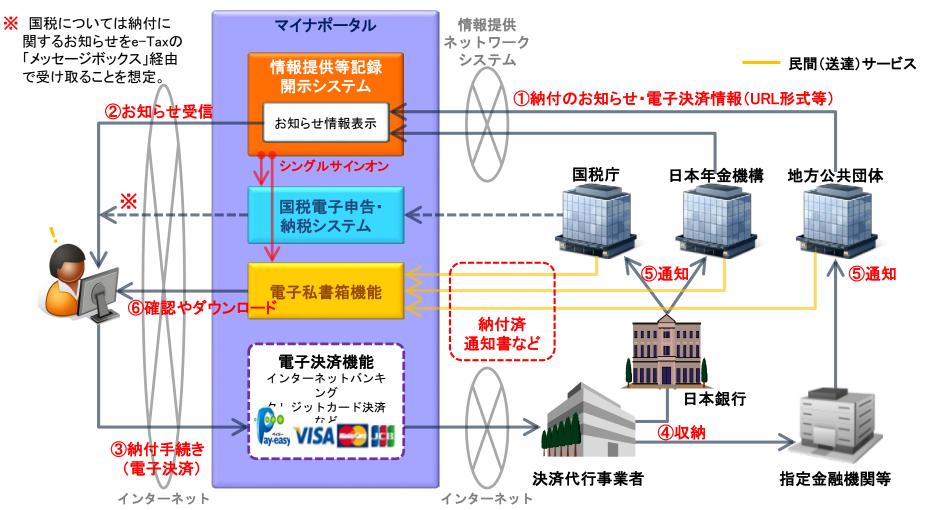
- ① 氏名、住所、連絡先、電子私書箱の利用者が識別できる情報など、共通項目を事前入力
- ② 届け出先を選択し、補完情報を入力(事前入力した情報は自動入力)
- ③ 選択された届け出先に電子私書箱の機能を利用して一斉送信
- ④ 処理完了の通知や関連する案内などを受領
- ⑤ 通知や案内などの確認やダウンロード



民間事業者は幅広く募り、利便性の向上を図る。

電子決済機能を用いた納税のイメージ

- ① 納付に関するお知らせ及び**電子決済情報(URL形式等)を送信**
- ② 電子決済情報が含まれた<mark>お知らせを受信</mark>
- ③ 電子決済情報をクリックし、電子決済にて納付
- ④ 決済代行事業者を経由して日本銀行又は指定金融機関等へ決済情報を送信し、収納
- ⑤ 収納されたことを通知
- ⑥ 電子私書箱あてに送付された<mark>納付済通知書の確認やダウンロード</mark>



実現に向けたスケジュール(案)



<総務省における検討と取組み> 公的個人認証サービス・個人番号カードの利活用について マイナンバー等検討部会における報告

平成27年(2015年)5月20日東京大学大学院 須藤 修

これまでの検討体制

ICT街づくり推進会議

(2012年1月16日~)

(検討事項)

今後の「街づくり」における最も汎用的な共通IDとして期待される個人番号カードの活用・普及策に関する検討

(座長) <敬称略>

岡 素之(住友商事(株)相談役)

(オブザーバー)

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、厚生労働省 経済産業省、国土交通省、農林水産省

共通ID利活用WG

(2013年12月26日~)

(検討事項)

個人番号カードの活用方策 等

(主査)

須藤 修(東京大学)

(オブザーバー)

内閣官房社会保障改革担当室、厚生労働省、経済産業省

個人番号を活用した今後の行政サービスの あり方に関する研究会

(2014年7月14日~)

(検討事項)

- (1)個人番号を活用した情報連携
- (2)個人番号カードの普及・利活用 (例)
 - ・コンビニ交付等の多目的利用通じた個人番号カード の利便向上
 - ・個人番号カードの多目的利用の方法(ICチップ、公的個人認証)
 - ・民間事業者のICチップ空き領域活用
 - 個人番号カードを利用しやすい環境構築
- (3)海外に在留する者への行政サービス
- (4)プッシュ型情報提供・電子申請

(座長)

須藤 修(東京大学)

(オブザーバー)

内閣官房社会保障改革担当室、情報通信技術(IT)総合 戦略室、特定個人情報保護委員会事務局、 厚生労働省

電子私書箱によるワンストップサービスの実現に向けた取組概要

26年度の取組

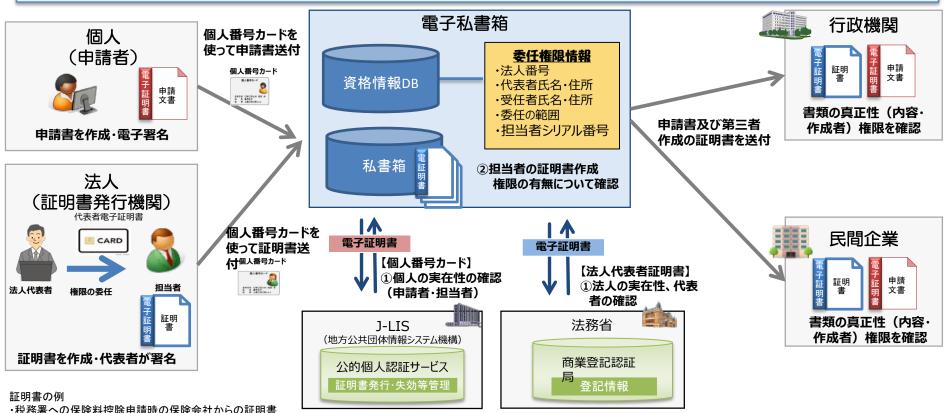
- (1) <u>日本郵便、N H K、日本生命等の協力を得て</u>、電子私書箱の<u>具体的機能の明確化</u>及び<u>関係者の「作業」</u> と「コスト」を明確化。
- (2) 電子私書箱に期待される機能として、「本人が作成した書類」や「本人以外の第三者が作成した証明書」に ついて、指定された宛先に所要の認証を行った上、送付する機能を実証の対象とすることとした。
- (3) 26年度は、上記のうち、「本人が作成した書類の一斉配信」と「公的個人認証サービスの変更確認機能」を 組み合わせた、「**引越し一斉通知のワンストップサービス」**を検証。

27年度の取組(案)

- (1) 27年度では、本人に関する各種証明書(公的機関や民間企業が作成)について、本人が指定する者に対して配信を行うユースケースを検証。
- (2) 受取人において、以下が可能となるユースケースを検証。日本郵便等の協力を得て、作業とコストを明確化。
 - ①作成者本人によって作成された文書であること(非改ざん性・本人性)の確認。
 - ②証明書の作成権限ある者が作成した書類であることの確認。

電子私書箱を活用した申請手続ワンストップサービス

- (1) 電子私書箱は、個人又は法人からの依頼に基づき、「個人等(申請者)が作成した申請書し及び「第三者の作 成した証明書しを行政機関等に対して、ワンストップで提供する。
- (2) 『電子私書箱から送付される文書』について、受取人(行政機関・法人)において、①**作成者本人によって作** 成された文書であること(非改ざん性・本人性)を確認できること、及び②権限の委任(証明書の作成権限の **ある者が作成した書類であること)を担保**する仕組みが必要。
- (3) この仕組みを実現するためには、**代表者からの権限委任に係る最新情報の登録**が課題。



- ・就職企業先への大学等の卒業証明書
- 自治体への保育所利用申請時の雇用証明書

個人番号カードの具体的な利活用事例(平成26年度)

	実施地域	協力者	事業内容
1	山形県酒田市 大分県別府市	・酒田市、日本海総合病院、フィディアホールディングス、クレディセゾン他・別府医師会、別府市、他	・健康保険証のオンラインでの資格確認 に個人番号カードを活用 (酒田市ではクレジットカード決済も実施)
2	長野県須坂市 富山県南砺市 三重県いなべ市等	・須坂市、須高ケーブルテレビ 他・南砺市、となみケーブルテレビ 他・いなべ市、CTY 他	・CATVのSTBのカードリーダーで個人番号 カードを読み取り、 <u>利用者認証</u> 、テレビ画 面で <u>ヘルスケア情報を閲覧、自治体の施</u> <u>設予約を実施</u>
3	群馬県前橋市 他	前橋市他自治体、前橋市医師会、一般社団法人「ICTまちづくり推進共通 プラットフォーム推進機構」他	・様々な情報が集約されている「健康情報ポータル」への <u>アクセス手段として個人</u> 番号カードの本人認証機能を活用(例:母子健康手帳)
4	徳島県美波町、 東京都豊島区	徳島県、美波町、豊島区、日本テレビ、四国放送	・ <u>避難確認と見守りサービス</u> へ個人番号 カードの本人認証機能を活用
⑤	鳥取県西伯郡南部町	鳥取県西伯郡南部町、中海テレビ放 送	・個人番号カードによる高齢者や子供の 見守り

高齢者・子ども見守り <総務省ICT街づくり推進事業(鳥取県南部町)>

ケーブルテレビ網・ICカードを活用した健康づくり、高齢者・子ども見守り

目 目題 的:

✓ ケーブルテレビ網とICカードを活用した地域住民向けの健康づくりサービスの実現可能性を検討するとともに、地域課題である少子高齢化への対策と新産業の創出を目的とする。

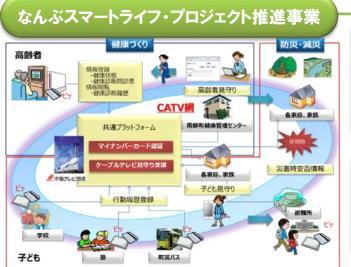
内実 容証 ✓ 市内のモニター40名にNFC対応の体組成計、血圧計、活動量計を配布し、各種健康データをケーブルテレビ網を通じてクラウドサーバへ蓄積。個人番号カード導入を見据えた仕組みにより認証を行い、蓄積したデータを利用者本人が閲覧可能とするとともに、介護支援専門員等からアドバイス等を行い、住民の健康づくりを支援。

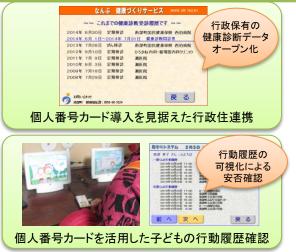
効果 ・

- ✓ 機器の利用状況データを取得するとともに、アンケート調査を実施し、サービスの実現可能性等を調査。
 - ・アンケートでは42.5%の利用者がサービスの継続・実用化を希望し、「サービスが実用化された場合に<u>支払ってもよい</u>」と思える1人当たりの<u>利用料は、平均562円/月</u>。 ⇒230人以上に展開できれば事業化が可能となる見込み。

鳥取県南部町は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H26年度)を実施。







個人情報の保護に関する法律 及び 行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の一部を改正する法律案(概要)

<マイナンバー法改正部分>

平成27年 内閣府大臣官房番号制度担当室

個人情報の保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正 の個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関(個人情報保 護 委員会)を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報(マイナンバー)の利用の推進に係る制度改正 ○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充 ⇒預貯金□座への付番、保健事業(メタボ健診等)に関する事務におけ る 利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

- 取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

個人情報保護法の改正のポイン

1. 個人情報の定義の明確化	・個人情報の定義の明確化(身体的特徴や個人に発行される符号等が該当) ・要配慮個人情報(仮称、いわゆる機微情報)に関する規定の整備
2. 適切な規律の下で個人情報 等の有用性を確保	・匿名加工情報(仮称)に関する加工方法や取扱い等の規定の整備・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備
3. 個人情報の保護を強化 (名簿屋対策)	・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務) ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
4. 個人情報保護委員会の新 設及びその権限	・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化
5. 個人情報の取扱いのグロー バル化	・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
6. その他改正事項	・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化 ・利用目的の変更を可能とする規定の整備

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

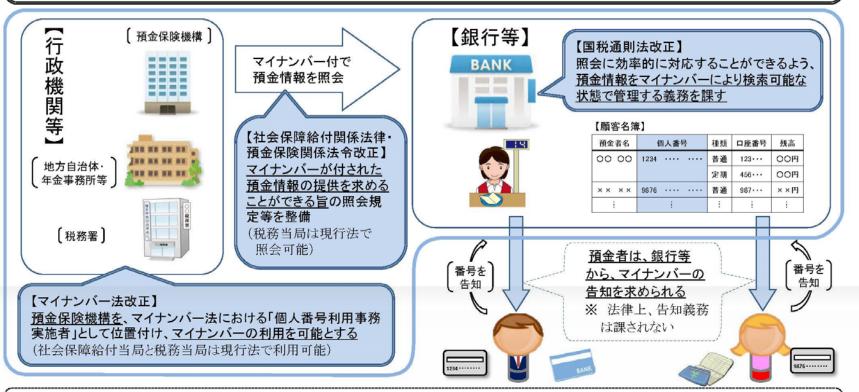
- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

預貯金付番に係る法整備の概要 (財務省(財資料)

マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について (内閣官房提出予定法案)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる。

(注) 内閣官房において関係の法律改正を一括法案として提出する予定。



【付番促進のための見直し措置の検討】

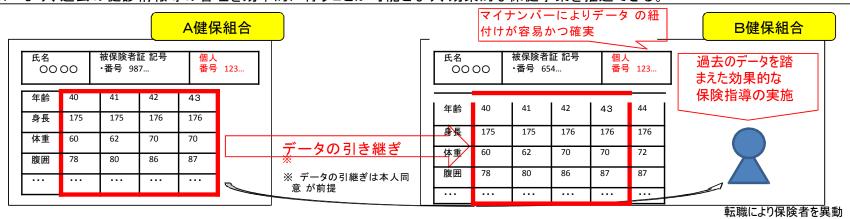
3

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、<u>必要と認められるとき</u>は、預金口座への<u>付番促進のための所要の措置を</u> <u>講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向</u>で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

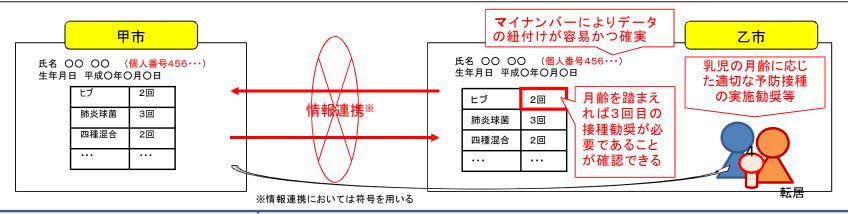
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。

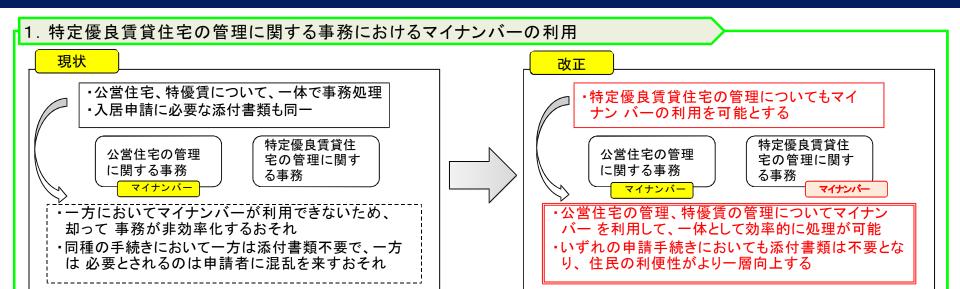


2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者に ついては、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。

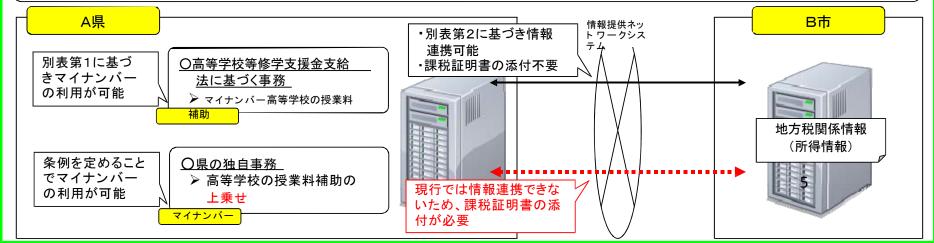


地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について



2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。



特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡



現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- •特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等







マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、<u>新たに個</u>人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- •特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等
 - ※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・ 機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- 特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- 所掌事務の拡大に伴う体制の強化

セキュリティ

セキュリティ



□ これからの行政事務のベースは、クラウドとスマートフォンおよびスマートデバイスであるといっても過言ではない。



□しかし、セキュリティは大丈夫か?



スマートフォンを有効に活用するためには、 モバイルセキュリティ、民間・政府システム のセキュリティを万全にする必要がある。

標的型攻擊 1

ロ標的型攻撃とは、ターゲットとしての組織に 対して、確実に攻撃を加え、攻撃が組織構造 に応じてカスタマイズされている。

















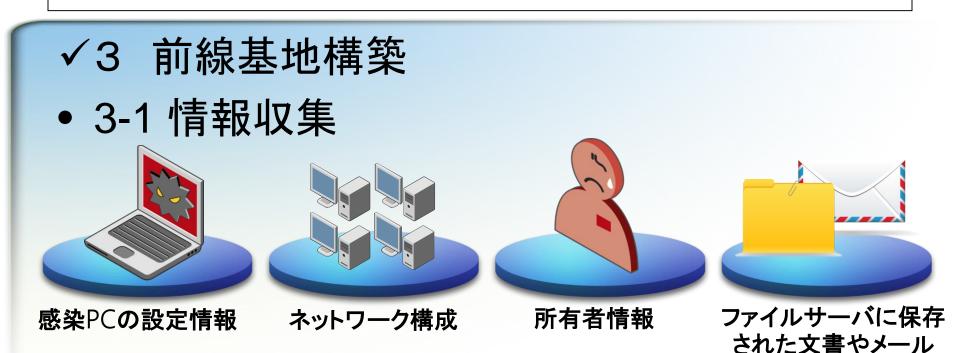




- 偵察
- ✓2 初期潜入:送りつけられたマルウェアはワ 一プロソフトや表計算ソフトのファイル。通常 は外部から新たなマルウェアを持ち込むダウ ンローダ機能のみ。

高倉弘喜「巧妙化する標的型攻撃とその対応」『大学教育と情報』2012年度第4号(2013年3月)

標的型攻擊 2



• 3-2 外部通信手段の確保

収集された情報は暗号化される

参照 : 高倉弘喜「巧妙化する標的型攻撃とその対応」『大学教育と情報』2012年度第4号(2013年3月)

標的型攻擊 3

✓4 組織内部への展開

- 認証サーバを攻撃し、ユーザ全員の認証情報を奪取する。
- システム・ネットワーク管理者、保護対象情報へのアクセス 権限を有する者への攻撃

√5 情報搬出

ネットワーク管理者のPCを乗っ取り、裏ネットワークを構築 するケースもある。

√6 痕跡改竄

• 偽ログの大量生成、発覚後の解析を妨害。

参照 : 高倉弘喜「巧妙化する標的型攻撃とその対応」『大学教育と情報』2012年度第4号(2013年3月)

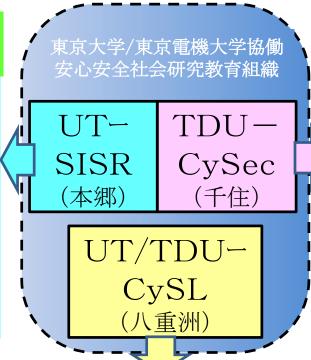
協同安心安全社会研究組織の活動内容(案)

最先端ICT国家を形成 安心安全社会ポリシー・技術の形成

安心安全サイバー空間の確立

サイバーセキュリティ免許制度の確立 サイバー機器の安全認定制度の確立 サイバーソフトの安全認定制度の確立 サイバー監査制度の確立

以上を実現する技術を重点技術として研究実用化し、マイナンバーシステムの安全化、オリンピックの安全化に資するとともに、日本のs中核新産業として育成する。



グローバルな現場で役立つ T-CIRP・CIRP人材を育成

2015.4 開講 → 履修証明授与

内外学生・院生&社会人・女性等 誰もが参加可能なオープンコース

講義科目 英語化100%目指す

1PF:サイバーセキュリティ基盤

2CD::サイバーデフェンス実践演習

3IN:セキュリティインテリジェンスと心理・倫理・法

4DF: デジタル・フォレンジック

5MG:情報セキュリティマネジメントとガバナンス

6DD:セキュアシステム設計・開発

日本発高度サイバーセキュリティ(CyS)技術を持続的に研究開発 共同研究/実験グループ 外部から随時募集

セキュアカーネルの研究

ITリスク評価技術の研究

2要素指紋認証の研究

脆弱性監查技術(CTF等実施)

セキュアスマートフォンの研究

国際遠隔研究室構築の研究

| ネットワークフォレンジックの研究